

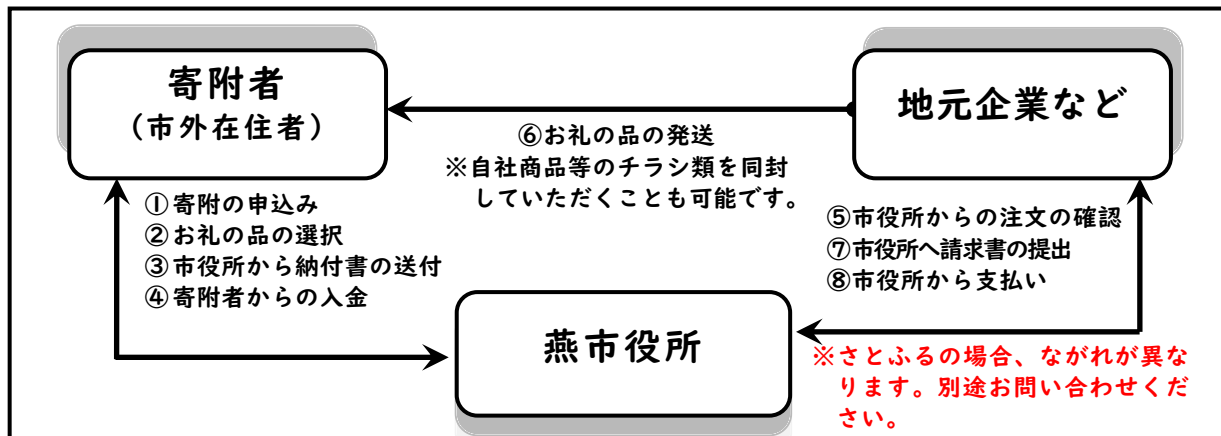


# ふるさと燕応援寄附金に係るお礼の品提案募集要領

## 1. 目的

ふるさと納税制度に基づき、全国の寄附者に向けて燕市の魅力を発信し、知名度の向上とともに、応援人口と交流人口の拡大を図るものです。

## 2. 事業のながれ



## 3. 提案事業者の要件(燕市のお礼の品を取り扱う事業者としてふさわしいか?)

- ① 燕市内に主たる事業拠点（本店・支店又は営業所等）を有する法人、その他の団体並びに個人事業主であること。
- ② お礼の品の提案については、次の団体のいずれかに属している事業者からの提案であること。

団体名等	説明
日本金属洋食器工業組合	提案時は各団体等に連絡・相談のうえ、各団体に提出してください。
日本金属ハウスウェア工業組合	
協同組合つばめ物流センター	
燕商工会議所	提案時は【メイド・イン・ツバメ認証】を取得後、市役所に直接行ってください。
吉田商工会	提案時は各団体等に連絡・相談のうえ、市役所に直接行ってください。
分水商工会	
その他、同業者で組織された燕市内の各種組合、各種協会など	提案時は市役所に連絡・相談のうえ、市役所に直接行ってください。

※上記にかかわらず、商品に関する団体が存在しない農産物の提案は、市役所に直接行ってください。

※各団体に所属することにより、燕市のお礼の品としての「品質」を保証し、全国の寄附者へ燕市の名に恥じないお礼の品をお送りする目的があります。

- ③ 市内で1年以上引き続き事業を営む者であること。

- ④納期到来分の市税を滞納していないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥「ふるさとチョイス」及び「セゾンのふるさと納税」は、市が指定する「ふるさと納税管理システム」を利用し、「さとふる」では、さとふるからの出荷依頼に基づき寄附者にお礼の品を準備することになるため、事業者の責任において、インターネットを利用したお礼の品の出荷依頼の受付、配送データの管理及び発送準備（梱包まで）作業が行える環境と体制が整っていること。
- ⑦お礼の品の提供に係る問い合わせ、事故及びトラブル(配送に関するトラブルを含む)等が生じた場合に適切な対応が可能であり、かつ、事故及びトラブルが生じた際には速やかに「事故等報告書」により報告することができること。

#### 4. 提案する商品の要件(燕市からのお礼の品としてふさわしい品か?)

##### (1) 内容

- ①全国に向けて、燕市の技術、観光、食又は文化をPRすることができる商品であること。
- ②寄附者に対するお礼の品としてふさわしい品質を有する商品であること。
- ③商品の企画、開発、製造、加工及び出荷等の主要な工程を燕市の事業者が行っていること。
- ④食品及び農産物については、産地が燕市または加工が燕市で行われていること。
- ⑤全国各地に配送が可能な商品であり、食品の場合は、お礼の品到着後、1週間以上の賞味又は消費期限が保証されている商品であること。  
(寄附者宅への発送日時等の調整が必要な品については、事業者側で連絡調整を行っていただきます。)
- ⑥商品に関連する法令等を遵守していること。(提案するにあたり、法令等をよく調査し、確実に遵守していることを確認してから提案をしてください。)

※金属加工製品等のうち、次の団体に連絡・相談のうえ、提出することになる事業者については、各組合からの通知(規定)に基づいて提案してください。詳しくは各組合までお問い合わせください。

【団体名】・日本金属洋食器工業組合	電話：0256-63-5121
・日本金属ハウスウェア工業組合	電話：0256-61-5888
・協同組合つばめ物流センター	電話：0256-63-7660

※燕商工会議所に所属する事業者は、提案する商品について「メイド・イン・ツバメ認証」を取得してください。詳しくは、燕商工会議所へお問い合わせください。

【団体名】 ・燕商工会議所 電話:0256-63-4116

※農産物(米)の提案については、上記以外の要件がありますので  
“別紙1”を参照してください。

## (2) 区分

I. 注 意 事 項	
<p>①ふるさと燕応援寄附金事業は、燕市に数多く存在する、多彩な地域資源を全国に情報発信し、<u>燕市産品の魅力や技術力の高さをPRすることを主たる目的として実施している</u>ものですので、この趣旨を十分理解したうえで提案してください。</p>	
II. 提 案 金 額	
ふるさとチョイス セゾンのふるさと納税	さとふる
<p>①寄附金額コースは、提案金額を30%で割り返して設定します。 ※千円未満切上げ 【例1】3,000円÷30%＝10,000円 【例2】3,500円÷30%＝12,000円</p>	<p>①寄附金額コースは、提案金額を28%で割り返して設定します。 ※千円未満切上げ 【例1】2,800円÷28%＝10,000円 【例1】3,300円÷28%＝12,000円</p>
<p>②提案金額は、商品代に消費税を含めた金額になります。 なお、商品発送後に生じたお礼の品の不具合等に係る費用は、提案事業者の負担となります。</p> <p>③送料は含みません。送料は燕市（または「さとふる」）の負担となります。詳しくは、「11.(4)配送業者」をご確認ください。</p>	
III. 提 案 品 目 数	
ふるさとチョイス	
<p>①提案品目数の上限はありません。</p> <p>②「セゾンのふるさと納税」または「さとふる」と重複する提案が可能です。 【例】 「ふるさとチョイス」：A、B、C、D、E、F、G、H、I、J 「セゾンのふるさと納税」：A、B、C、D、E、F、G、H 「さとふる」：I、J</p>	
セゾンのふるさと納税	さとふる
<p>①提案品目数 8品目まで ②「さとふる」と重複する提案はできません。</p>	<p>①提案品目数 8品目まで ②「セゾンのふるさと納税」と重複する提案はできません。</p>
<p>③提案は、「ふるさとチョイス」に出品いただいている事業所様に限らせていただきます。</p> <p>④新規提案により上限数8品目を超えてしまう場合は、『取り下げ書』を提案書と一緒に提出いただき、8品目内になるよう調整してください。 【例】 既にA、B、C、D、E、F、Gの7品が採用済みで、新たにHとIの2品を提案したい場合 ⇒“H、Iの提案書”と“Gの取り下げ書”を提出し、提案品をA、B、C、D、E、F、H、Iの8品に調整。</p>	

#### (4) 提供可能数

提案年度内に一定数量の提供が可能である商品を提案してください。ただし、次のとおり“例外”を認めます。

- ①農産物等で収穫時期が限られる商品は、申込受付期間及び発送期間を限定することができます。
- ②農産物等で収穫量に限りがある商品、伝統的工艺品等で量産が困難な商品、手作業の工程が多く量産が困難である商品については、数量を限定することができます。
- ③天候により収穫量が大きく異なる農作物等については、提案時は販売実績等に基づいた数量で提案し、実際に収穫時期を迎えた際に正確な提供数を設定することができます。

### 5. お礼の品の募集と申込み

#### (1) 応募要件

「3.提案事業者の要件」を満たした事業者の商品のうち、「4.提案する商品の要件」を満たした商品について公募します。

#### (2) 提案の申込み **注意**

市役所に『燕市ふるさと燕応援寄附金「お礼の品」提案書』に商品等の写真、誓約書（前期提案時又は新規事業者）、暴力団排除に関する誓約書（前期提案時又は新規事業者）等の必要書類を添付し、提案品の現物をお持ちのうえ、申込みください。

※ 申込時にお持ちいただいた提案品の現物は、その場で確認してお返しします。書類審査を経た後、選考委員会による現物審査時に再度ご準備いただきます。

#### **後期の提案の際の注意事（再掲）**

「セゾンのふるさと納税」、「さとふる」で既に8品目採用されている事業者で後期募集の際、「セゾンのふるさと納税」、「さとふる」に提案を新たにしたい場合や、新しい提案をすると採用上限数の8品を超えてしまう場合は、『取り下げ書』を提案書と一緒に提出してください。

※ 提出後に提案書、取り下げ書の内容を変更することはできません。

#### (3) 受付期間

次のとおり、年2回の募集期間を設けてお礼の品を公募し、書類上の審査及び商品の現物審査に基づき、お礼の品を決定します。

	お礼の品承認期間	申込受付期間（予定）
前期分	翌年4月1日～翌々年3月31日	11月9日(月)～12月4日(金)
後期分	10月1日～翌年3月31日	7月1日(水)～7月26日(月)

※ 上記期間は予告なく変更される場合があります。

## 6. お礼の品の決定

### (1) 決定方法

提出された提案書に基づき書類審査を実施し、書類審査を通過した提案品について、有識者等で構成する選考委員会による現物審査を実施して決定します。

#### ①提案書の書類審査

燕市役所総務課において、提案書及び写真等の資料を基に事業者及びお礼の品の要件に適合しているかについて、書類上の審査を実施します。書類審査の段階で生じた疑義等は必要に応じて確認させていただきます。

なお、この時点でふるさと燕応援寄附金事業の趣旨に合致しないと判断される提案については、不承認扱いになる場合もあります。

#### ②提案品の現物審査

上記①の書類審査を経て選考委員会による審査対象になったものについては、開催日等を通知します。その通知に基づき、指定された場所に配置していただくことになります。

なお、飲食物については、試食等により審査を行う場合があります。

### (2) 決定の通知

選考委員会による審査の結果を『「お礼の品」承認(不承認)通知書』により通知します。

## 7. 寄附コース及び提案金額の変更について

採用されたお礼の品で、寄附コース及び提案金額を変更したい場合は、『「お礼の品」変更申請書』を提出していただきます。

## 8. お礼の品の継続申請について

採用されたお礼の品で、新年度においても継続したい場合は『「お礼の品」継続申請書』を提出していただきます。時期が近づきましたら『「お礼の品」継続申請書』で継続の意思確認をさせていただきますので、新年度において継続したい品をご記入いただき、必ず提出してください。

※ 継続を希望しないお礼の品は、申請書に記入しないでください。記入されたお礼の品のみ継続します。

## 9. お礼の品に採用されることにより期待される効果

### (1) 事業者名や商品名等が紹介されます。

燕市のホームページやふるさと納税に関する民間WEBサイトで企業情報や商品の画像及び詳細が紹介されます。

また、各種出版者からの依頼に基づき、テレビ・新聞・雑誌等で紹介される場合もあります。

(2) 事業者の販売促進やPRが可能です。

お礼の品の発送時に、事業者のパンフレット等の同封を許可していますので、事業者の販売促進やPRが可能です。ただし、パンフレット等の送付については、お礼の品発送時の同封に限り許可するものであるため、個別にダイレクトメールを送るなどの行為は、本人からの依頼に基づく場合を除き、絶対に行わないでください。

※ さとふるの場合は、さとふるに確認が必要です。

## 10. 個人情報の保護

参加事業者は、提供を受けた個人情報を厳重に取り扱うとともに、お礼の品の送付以外の目的に使用したり、第三者に漏らしてはなりません。参加事業者でなくなった後においても同様です。

## 11. その他留意していただきたい事項

(1) 「さとふる」の場合は、お礼の品が採用されると、「さとふる」と契約等について直接打ち合わせをして頂きます。「ふるさとチョイス・新規ポータルサイト（予定）」と「さとふる」の違いについては、直接お問い合わせください。

(2) お礼の品に関する事項 **注意**

取り下げ・変更などが必要な場合はあらかじめ担当までお問い合わせください。軽微な変更については、協議のうえ決定することとします。

※ 承認を受けたお礼の品であっても、一定の期間内に寄附者からの申込みが極端に少なく、PR効果が低い場合は、取り下げ・変更等をご検討ください。ただし、収穫、製造量が限定されるお礼の品については、この限りではありません。

(3) 請求と支払い

【ふるさとチョイス・シーズンのふるさと納税の場合】

※ さとふるについてはお問い合わせください。

お礼の品提供事業者は、お礼の品の送付実績を月ごとに取りまとめ、送付時の属する月の翌月10日（目安）までに、所定の項目を満たした請求書に、寄附者にお礼の品を送付したことを確認できる書類を添えて燕市役所総務課へ提出してください。提出をいただいた後に検収し、適切な請求書を受理した日から30日以内にお礼の品代金を支払います。

(4) 配送業者

市が送料を負担します。あわせて、発送伝票作成等の事務効率化のため、「※出荷支援サービス」の利用を推奨しています。お礼の品が承認されましたら、あらためてご案内いたします。なお、市指定の配送事業者（佐川急便

株式会社)の「※出荷支援サービス」をご利用されない場合は、市へ実費送料を請求いただきます。

※「出荷支援サービス」について

特徴① 無料でご利用いただけます。

特徴② 発送伝票の作成と出荷管理システムへの入力が不要となります。

特徴③ 市が配送業者(佐川急便株式会社)へ直接送料を支払います。

#### (5) 承認の取消し

参加事業者又はお礼の品について、次のいずれかに該当した場合には承認を取り消します。

① 提案申込みについて、虚偽の申込みにより承認を受けたとき。

② 承認を受けたお礼の品の生産又は販売を中止したとき。

③ 参加事業者の責務の遵守及び誓約内容に反したとき。

④ その他市長が参加事業者又はお礼の品が燕市ふるさと燕応援寄附金事業にふさわしくないと認めたとき。

#### (6) その他

① 提出した提案書及び添付書類等は返却しません。

② 提案書の提出に伴い発生する諸費用は、事業者で負担してください。

③ ふるさと燕応援寄附金事業の実施において、燕市ふるさと燕応援寄附金推進事業実施要綱、本要領の内容を遵守するとともに、申込書に記載した内容を協議することなく変更することはできません。

④ 承認を受けた事業者は、お礼の品の画像データの提供など、燕市が行う燕市ふるさと燕応援寄附金事業の広報を目的としたチラシその他の制作のために必要な協力をお願いします。

⑤ 品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。

⑥ ふるさと納税に係る返礼品(特産品など)の送付に関する総務省からの通知に基づき、提案できない品及び取扱いを中止する品が生じる場合があります。

⑦ この要領は随意更新されます。

<http://www.city.tsubame.niigata.jp/participate/002001032.html>

常に最新版(ページを更新



)をご覧ください。

お問い合わせ先

〒959-0295

新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市役所 総務部総務課総務係

電話：0256-77-8312(直通)、0256-92-1111(代表)



## お礼の品提案に係る提出写真の仕様について

提案書に添付する写真については、提出を受けたものをそのまま燕市のホームページや各種チラシ等に使用させていただきます。

また、各種報道機関からの依頼に基づいて提供する画像として用いる場合がありますので、ギフトカタログや通信販売カタログ等を参考に提案品が引き立つような写真である必要があります。

そのため、引き伸ばしや加工の関係から写真は電子データでの提出が必須になりますので、必要に応じてスタジオ等で撮影してもらう等の対応(提案に係る費用になりますので、事業者負担になります。)をお願いします。

なお、市の担当者は撮影いたしませんのでご承知おきください。

### 提出写真のイメージ（参考）

種 類	1 枚目	2 枚目
商品の全体を写したもの		
商品単体の全体と付属品や化粧箱(カトラリーセットの場合は箱に収納された状態を含む)を並べて写したもの		
商品の特長を拡大して写したもの		

画像は地場産業振興センターのホームページなどから引用

### 注意事項

- ・背景は一色（白色・黒色・灰色）又は無垢材でお願いします。
- ・写真データの形式は、J P E G形式です。
- ・写真データのデータサイズは1メガバイト以上でお願いします。  
（目安：デジタルカメラで撮影したもので、A4サイズに引き伸ばしても画像が粗くならないもの）
- ・CD-R 又は USB メモリ等で提出してください。なお、CD-R 等は基本的に返却いたしません。返却を希望される場合はご相談ください。
- ・提出いただいた写真データは、燕市においても使用させていただきます。  
※上のイメージはサンプルです。レイアウト等は事業者に一任します。  
※さとふるの場合は、別途さとふるに打ち合わせが必要です。



## 米の提案に係る基準について

ふるさと燕応援寄附金事業は、全国の寄附者に向けて燕市をPRし、応援人口の拡大と交流人口を拡大させることが目的です。

お礼の品は、安心して安全な高品質な品を保証する必要がありますので、以下の条件を設定し、この基準に合致した事業者及び提案品に限定させていただきます。

なお、農産物を含めた食品類については、個々の好みや見た目など様々な要望や意見が多く寄せられる傾向にありますので、それらの対応についても適切に対応していただく必要があります。

【米に関する基準】 ◎次のいずれにも該当している必要があります。

項 目	条 件
1. 組織化された事業者又は団体であること	一定数量の提供が確保(約束)されている必要があります。 ・複数の生産者で組織された事業者又は団体であること。※1 提案については、代表者名で提案書を作成し、構成員に関する名簿(様式不問)を添付してください。
2. 環境保全型農業などの国・新潟県の認証を受けていること	安心・安全性を確保した高品質であることを保証する必要があります。 ・産地表示が燕市内であること。 ・燕市産米「えちごつばめの飛燕舞(ひえんまい)」と同程度の品質※2を満たしていること。 ・国・県の認証を受けていること。 ・検査・検品、適切な保管及び在庫管理の体制が整っていること。
3. 梱包・発送手続き・請求の全て(配送は除く)を行うことが可能であること	梱包から請求までの部分は事業者の責任により行っていただきます。 ・事業者において品物の品質だけではなく、梱包から請求までの一連の作業を事業者の責任において実施できること。
4. 商品に関する各種問い合わせなどの対応が可能であること	商品に関する問い合わせ、事故及びトラブル(配送に関するトラブルを含む)について適切に対応していただく必要があります。 ・品質、その他寄附者から寄せられる様々な問い合わせについて、事業者の責任において適切に対応できること。
5. JAS法※3等の法令を遵守すること	品質の保証、表示、責任の所在を明確にする必要があります。 ・米の販売等に係る関係法令を遵守していること。

※1 複数の生産者で組織された事業者又は団体の提案数の考え方について

Aさん、Bさん、Cさんの3人で組織し、Aさんが代表を務める事業者又は団体

## の場合

例) Aさん 提案数8品 Bさん 提案数8品 Cさん提案数8品→○

## 考え方

Aさん、Bさん、Cさんそれぞれで提案できる上限が8品。

→構成員の方それぞれが上限8品まで提案できる。

### ※2 「えちごつばめの飛燕舞(ひえんまい)」

燕市内で生産された特別栽培五割減減米(特別栽培農産物)以上の品質を有するコシヒカリであり、そのコシヒカリは一等米とし、JAS法表示基準に基づく単一原料米の表示及び特別栽培農産物(農林水産省新ガイドラインによる)表示も併せて行って販売するもの。

### ※3 JAS法(農林物資の規格化等に関する法律)

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図り、飲食料品以外の農林物資の品質に関する適正な表示を行わせ、食品表示法による措置と相まって、一般消費者が選択する際の分かり易さ、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的とした法律。